







●Julius Tart 事件

知財高裁 令和 5 年 4 月 25 日		
令和 4(行ケ)10121 審決取消請求事件		
当事者	原告: タート オプティカル インター プライゼス エルエルシー 被告: (株)The LIGHT	判決要旨: 原告及び原告事業会社は、米国において「TART」の商標を付した眼鏡フレームの販売を開始し、2009 年頃からこれは我が国に輸出され、一部の雑誌に、米国の著名人に愛用されてきた【A】氏の事業を承継したブランドに係る眼鏡フレームであると紹介する記事等が見られるが、我が国に輸出された数量は 2009~2016 年で合計約 750 個程度である、などとして「TART」の商標を付した眼鏡フレーム(原告商品)が原告らの業務に係る商品を表示するものとして取引者・需要者の間に広く認識されていると認めることはできないとされた。また、本件商標は「Julius Tart」の欧文字(標準文字)が同書同大でまともによく一体的に構成され、「ジュリアス タート」とよどみなく称呼することが可能であるから、一体不可分の構成の商標としてみるのが相当である、などとして引用商標とは明確に区別でき、両者の類似性は低いとされた。
対象 商標	本件商標 Julius Tart (標準文字) 引用商標 TART (標準文字)	コメント: 本件商標が「JULIUS TART OPTICAL」となる別件(令和 4(行ケ)10120)においても、同様の判断が示されている。
結論	非類似、混同せず (商標法 4 条 1 項 11 号・15 号非該当)	こうした点より、本件商標は商標法 4 条 1 項 11 号には該当せず、また同 15 号にも該当しないと判断された。





●GINZA CLEAR 事件

知財高裁 令和 5 年 5 月 18 日		
令和 4(行ケ)10119 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)LBT 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標の本件図形部分については、図案化の程度が顕著であるとして、「GINZA」の文字部分については、日本を代表する繁華街で「銀座」に所在する店舗等については「GINZA」の文字が商品の販売地、ブランドの発祥地等に相当する表示として使用されている例が多数ある、などとしていずれも出所識別標識としての称呼及び観念は生じないとされた。
対象 商標	本願商標  引用商標 30 CLEAR (標準文字)	その上で、「CLEAR」の文字部分は、「GINZA」の文字部分より大きく表されていることなども理由に、識別標識として強く支配的な印象を与える、として分離観察をおこない引用商標とは類似すると判断した。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	コメント: 「銀座」に所在する店舗等につき、「GINZA」の文字が商品の販売地、役務の提供場所、ブランドの発祥地等に相当する表示として使用されている例が、被告(特許庁)によっていくつも挙げられている。

●バれないふたえ事件

東京地裁 令和4年12月22日		
令和3(ワ)33526 商標権侵害行為差止等請求事件		
当事者	原告：ノーブル㈱ 被告：㈱Dear Laura 被告補助参加人：㈱アイディーエイ	判決要旨： 被告商品が属する二重瞼形成用化粧品等の宣伝広告においては、化粧品により一重瞼を二重瞼に整えたことが他人に容易には露顯しないという当該化粧品の効能や内容の説明又はそのような効能等をうたうキャッチフレーズと理解される表現として、「ばれない」等に「二重」を組み合わせたものが多数みられるなどの実情から、二重瞼形成用化粧品等の需要者である一般消費者は、「バレナイ」に「二重」が組み合わせられた被告標章につき、二重瞼を形成していることが他人に容易に露顯しない化粧品等であるという被告商品の効能等の説明ないしキャッチフレーズと認識・理解するのが通常といえたとされた。その結果、被告標章は自他商品識別又は出所識別標識としての機能を有するものとは認められないとして、これは需要者である一般消費者が「何人かの業務に係る商品…であることを認識することができる態様により使用」(商標法26条1項6号)された標章とはいえないと判断された。
対象商標	本件商標 1. バれないふたえ(標準文字) 2.  被告標章 1.  2.  被告商品 1.  2. 	コメント： 本件商標につき、現状では商標登録の意義があまり見出せなくなっているようである。
結論	商標権及ばない(商標法26条1項6号)	

●PORSCHE 事件

東京地裁 令和5年3月16日		
令和4(ワ)13963,13964,13965,13966 商標権侵害差止請求事件(第1~4事件)		
当事者	原告：ドクター エンジニール ハーツェー エフ ホルシェ アクチエンゲゼルシャフト 被告：BRICK YARD㈱, ㈱アートレーシング (有)リスキービジネス	判決要旨： 被告らは共謀して、少なくとも本件車両(ポルシェ356をオマージュした自動車「660speedster」)に被告各標章を付し又は譲渡のために本件車両を展示したものと認められ、原告各商標と被告各標章の類似性に争いが無いことを踏まえると、被告らは原告各商標権を侵害したものと認められると判断された。
対象商標	原告商標 1.  2.  被告標章 1.  2. 	コメント： 仮に、道路運送車両法所定の登録を受けていないため公道を走行することができない自動車は、原告各商標の指定商品に該当しない趣旨を被告らが主張するとしても、同法と商標法はその規律の対象となる保護法益を異にするものであり、認定事実によれば、被告各標章を付した本件車両は公道を走行できる機能を有することを踏まえると、本件車両が道路運送車両法所定の登録を受けていないという一事をもって、指定商品に該当しないということとはできない、ともされている。
結論	侵害(商標法36条)	